

質問回答

スリランカ国コロンボ南港東コンテナターミナル整備事業準備調査(QCBS)

(公示日:2019年9月25日/公示番号:19a00458)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	『環境社会配慮ガイドライン』P33. 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	JICA ガイドライン 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言において、「カテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言…」とされているが、本件はカテゴリ B 案件ではあるが、スコーピングおよび報告書ドラフトの段階で助言を求める事が決まっているのでしょうか？また、助言委員の業務支援に関わる MM は考慮の上で提案が必要なのでしょうか。	本調査が環境社会配慮助言委員会における助言対応対象となるかは現時点では未定であり、助言委員会対応に関する支援は、提案に入れて頂く必要はございません。本業務の契約履行中、仮に同委員会の助言対象案件となった場合は、その対応に必要な追加業務に関して、契約変更等を行ったうえで対応頂く予定です。
2	『企画競争説明書』P21. 第2章 6. 業務の内容 【2】(14) 調達計画	特記仕様書(案) 第2章6. 【2】(14) 調達計画2) で記述されている、「事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮等)の内容とその規模(M/M)について」の計画と、特記仕様書案 第2章6. 【2】(15) コンサルタントの TOR 及び MM (案) の提案、の両項目の要求事項は同じとの理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書(案) 第2章6. 【2】(14) 調達計画2) で記載されている事項は、円借款事業のコンサルティング・サービスのスコーピング(詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮等の内、「コンテナターミナル整備」及び「荷役機材調達」各々についてどこまでをコンサルティング・サービスの対象範囲とするか)を想定しているのに対し、同(15)は、(14)のスコーピングの結果を踏まえ、コンサルティング・サービスの実際の TOR 案及び MM 量の提案に関する業務を想定

			しています。
3	『企画競争説明書』P30. 第3章 2. 業務実施上の条件 (2) 1) 業務量の目途	“業務量の目安約 67 人月” に関して、以下の業務の人月を含むものと理解してよろしいでしょうか。 ・(P12～13) 第2章 5.(4) ファクト・ファインディングミッションへの協力に係る業務量、それぞれ現地業務 3 日 ・(P33) 第3章 5.(4) 本邦招へい支援にかかる業務 0.75 人月	ご理解の通りです。

以上